

## 第6章 事業推進に向けて

### 1. 事業の実現化方策

#### (1) 事業推進に向けた連携体制

JR行田駅前広場周辺の再整備計画の実現に向けては、地域住民、自治会、地元企業（事業者）、大学・専門家、NPO<sup>\*</sup>などの関係主体と行政がそれぞれの役割を担い、円滑に取組みを進めていくことが重要です。

市民や自治会、NPOの立場では、対象地区が抱える課題について理解を深めるとともに、地域の魅力を高めるための取組みへの積極的な参加が望まれます。

地元企業（事業者）についても、今後のまちづくりの取組みについて、企業の特徴を活かした取組みで協力することが望まれます。

専門知識や経験を有する大学・専門家は、市民や関係団体・事業者との連携を図りながら、助言や指導を行うとともに、まちづくりの取組みに対する学生の参画を促すなど、まちづくりを担う人材の育成を図ることが望まれます。

また、市は、これらの地域との協働でまちづくりを推進する中で、個々の取組みに必要な支援に努め、市民や関係者の意向を最大限尊重し、実現に向けて、市の関連部署が連携を図る庁内体制を構築するとともに、関係機関との調整を図ります。



図 連携体制

## (2) 協働によるまちづくりの推進

本計画の実現にあたっては、まちづくりのルールや策定やにぎわいを創出する仕掛けとしてのイベントの開催など、市民や自治会、NPO、地元企業など、様々な主体が中心となって取り組むことが必要であり、それぞれの特性を活かすことが出来るよう、協働によるまちづくりを進めます。

市は、これらの市民活動の立ち上げや既存の活動を発展させるため、<sup>しみんかつどうじょせいせいど</sup>市民活動助成制度<sup>※</sup>の活用促進や周知に向けた情報提供などによる支援を行います。

### ①協働により、つくる・考える

- まちづくりのルールや施設・景観を「つくる」
  - ・地区計画や建築協定など、土地や建物に関するまちづくりのルールをつくる
  - ・公園や緑地、街路樹などの緑豊かなまち並みをつくる
- まちづくりに関するワークショップで「考える」
  - ・施設や公園の整備を行う際には、ワークショップの開催などにより、その機能や内容、また使い方・管理方法について、多くの人の意見を踏まえた整備計画を考える。

### ②市民(住民・企業など)が主体で実践する・利用する

- まちづくりを「実践する」
  - ・土地の使い方や建物の建て方、住宅地や事業所内などでの緑化など、まちづくりのルールを実践する
- 整備された施設を「利用する」
  - ・駅前広場や複合施設、公園を日常的に利用する
  - ・イベントなどの開催により、多くの人が集まる空間として利用する

### ③協働により、見直す・守る

- まちづくりのルールを「見直す」
  - ・まちづくりのルールを、利用する人の実態に合わせて定期的に見直す
- 整備された施設や景観を「守る」
  - ・駅前広場や複合施設、公園、街路樹などは日常的にメンテナンスを行い、施設や景観を適切に守る

図 協働によるまちづくり

### (3) 事業化手法

本計画における施設などの整備にあたっては、社会資本整備総合交付金事業<sup>しゃかいしほんせいびそうごうこうふきんじぎょう</sup>※の活用による事業実施が想定されます。

また、整備後の施設運営において、民間のノウハウを最大限に活用する観点から、民間開発の推進や、公設民営方式<sup>こうせつみんえいほうしき</sup>※やPFI<sup>ぴーえふい</sup>※などによる取組みも考えられます。

なお、規制誘導に関する手法としては、地区計画、建築協定、自主条例<sup>じしゅじょうれい</sup>※制度などに加え、まち並み景観形成などに対する助成制度を創設することなどが考えられます。

表 各施策の主体者及び事業化手法

事業		主体者	主な事業化手法
施設整備	駅前広場再整備	市	・社会資本整備総合交付金事業
	立体駐輪場の整備	市 事業者	・社会資本整備総合交付金事業 ・(公財)自転車駐車場整備センターへの建設管理委託 ・PFI事業(サービス購入型など) ・指定管理者制度 <sup>していかんりしやせいど</sup> ※
	複合施設整備	市または 事業者	・社会資本整備総合交付金事業 ・民間開発・PFI事業 ・指定管理者制度
	壱里山公園再整備	市	・社会資本整備総合交付金事業
道路事業	国道17号の拡幅促進	国	(交通安全対策事業)
	県道行田停車場線の一部歩道整備促進	県	(交通安全対策事業)
	県道行田停車場線の緑化	県	(社会資本整備総合交付金事業)
	道路の安全対策 (一方通行化、カラー舗装、LED道路照明灯の設置など)	市	・社会資本整備総合交付金事業 ・交通安全施設等整備事業
まち並み形成	建築物の立地誘導 (地区計画など)	市 市民 (事業者)	・地区計画 ・建築協定 ・まち並み形成助成制度 (建築デザイン・意匠に関する助成)
	住宅地における緑化 (地区計画、建築協定など)	市 市民 (事業者)	・地区計画 ・まち並み形成助成制度 (生垣などの緑化に関する助成)
	地元企業との協働(景観保全)	事業者	(自主清掃活動など)
公共交通	鉄道の利便性向上	事業者	(JRへの要望活動など)
	市内循環バスの運行見直し	市 事業者	・コミュニティバス事業

※事業実施の際には、関係機関との調整により、見直し・変更となる場合があります。

## 2. スケジュールと役割分担

### (1) 事業推進スケジュール

本計画のうち、にぎわい形成の核となる駅前広場再整備などの地区拠点の整備に向けた取組みを短期的・集中的に進めるとともに、地区拠点と連携する周辺整備については、短期から検討し、中・長期的に実現に向けた取組みを進めていきます。

表 各施策の取組みスケジュール

事業	短期(概ね5年)			中期(概ね10年)	長期(概ね20年)
	1	2	3	4	5
駅前広場再整備	法手続き	関係機関協議・実施設計	整備	デッキ整備検討	
立体駐輪場の整備	設計	整備			
複合施設整備	機能検討	関係者調整・関係機関協議・設計	整備		
壱里山公園再整備	法手続き・設計	整備			
市有地の有効活用	方針検討・関係者調整		実施		
道路の安全対策 (一方通行化、カラー舗装、LED道路照明灯の設置など)	地元調整・警察協議		設計	整備	
建築物の立地誘導	方策の検討		制度設計・協定案		協定締結・助成制度開始
住宅地における緑化	意見交換		制度設計・協定案		協定締結・助成制度開始
国道17号の拡幅促進	要望活動			継続	
県道行田停車場線の 一部歩道整備促進	整備促進			継続	
県道行田停車場線の 緑化	緑化促進			継続	
市民・地元企業との協働 (景観保全)	清掃活動などの実施			継続	
鉄道の利便性向上	要望活動			継続	
市内循環バスの 運行見直し	検討	再編実施・運行	※継続(定期的な見直し)		再編実施・運行
				検討	再編実施・運行

※事業実施の際には、関係機関との調整により、スケジュールが変更となる場合があります。

第1章 はじめに

第2章 対象地区の概況

第3章 対象地区におけるまちづくりの課題

第4章 対象地区のまちづくりに向けた方針

第5章 対象地区の再整備計画

第6章 事業推進に向けて

参考資料

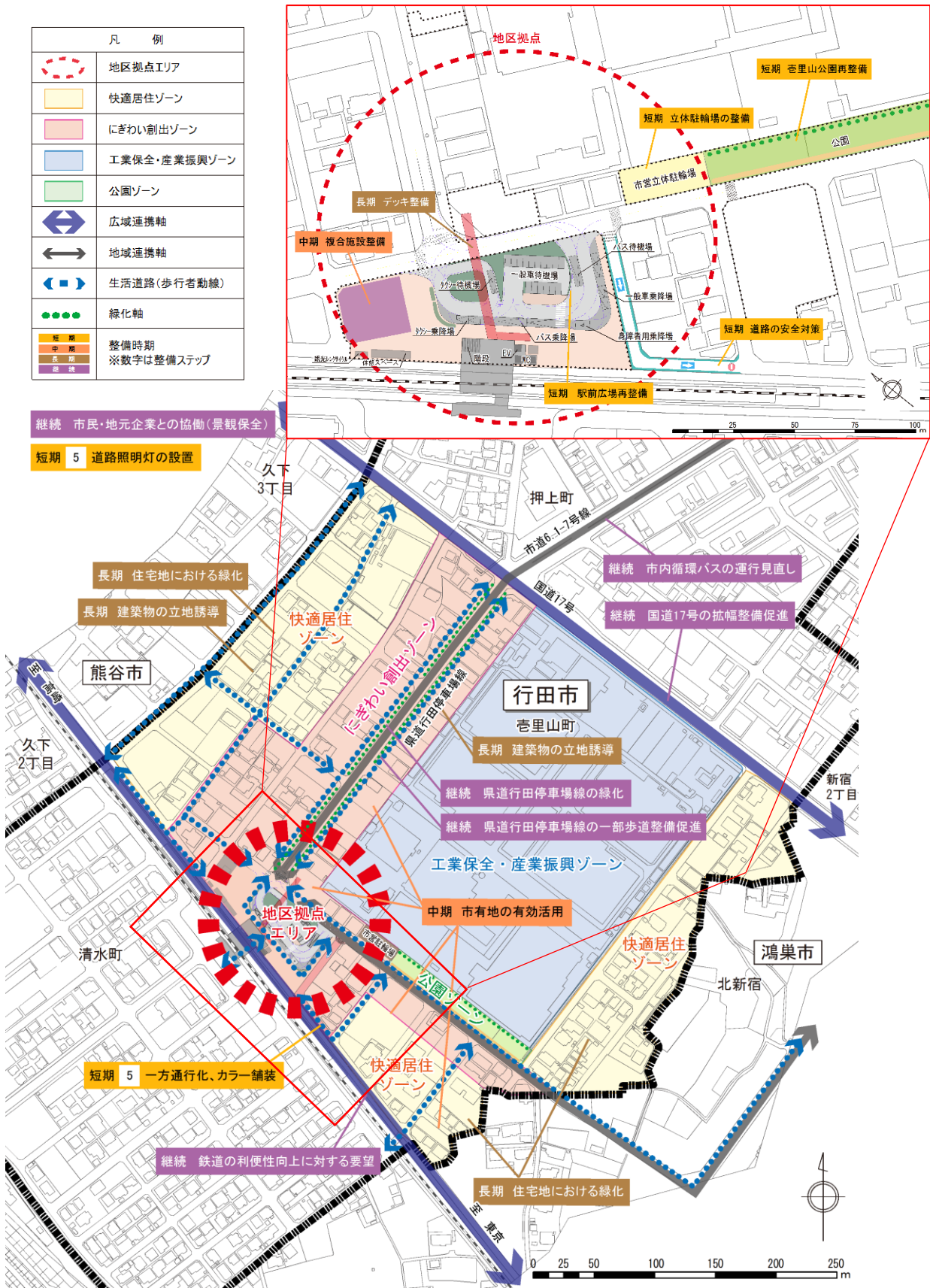


図 短・中・長期施策の取組み箇所

## (2) 5年でみえるまちづくりの実現に向けて

「5年でみえるまちづくり」の実現に向け、都市計画マスタープランのリーディングプロジェクトであるJR行田駅前広場の再整備をはじめ、地区拠点の形成に向けた取組みを短期的に先行して行い、さらに、中・長期的な取組みに波及させていくよう事業の推進を図っていきます。

施設の整備順序	整備事項など	継続事業
STEP1 都市計画決定の変更	・駅前広場整備に関連する都市計画決定の変更 (駅前広場、壱里山公園)	市民・地元企業との協働(景観形成など) 市内循環バスの運行見直し 鉄道の利便性向上に対する要望 国道や県道の整備促進
STEP2 立体駐輪場の整備	・市営駐輪場を立体駐輪場として再整備 (公園整備予定地や市有地を活用し仮駐輪場とする)	
STEP3 壱里山公園の再整備	・現在の市営駐輪場の敷地に壱里山公園を再整備 (緩衝緑地や遊歩道・遊具の充実などの機能強化)	
STEP4 駅前広場の再整備	・現在の壱里山公園側に駅前広場を拡張 ・行政施設や商業施設、観光案内所など、複合施設の機能検討や関係者調整、施設設計などの実施	
STEP5 周辺道路の安全対策	・駅前広場東側の市道の一方通行化やカラー舗装による安全対策の実施 ・周辺道路におけるLED 道路照明灯の設置	

### 中・長期の取組み

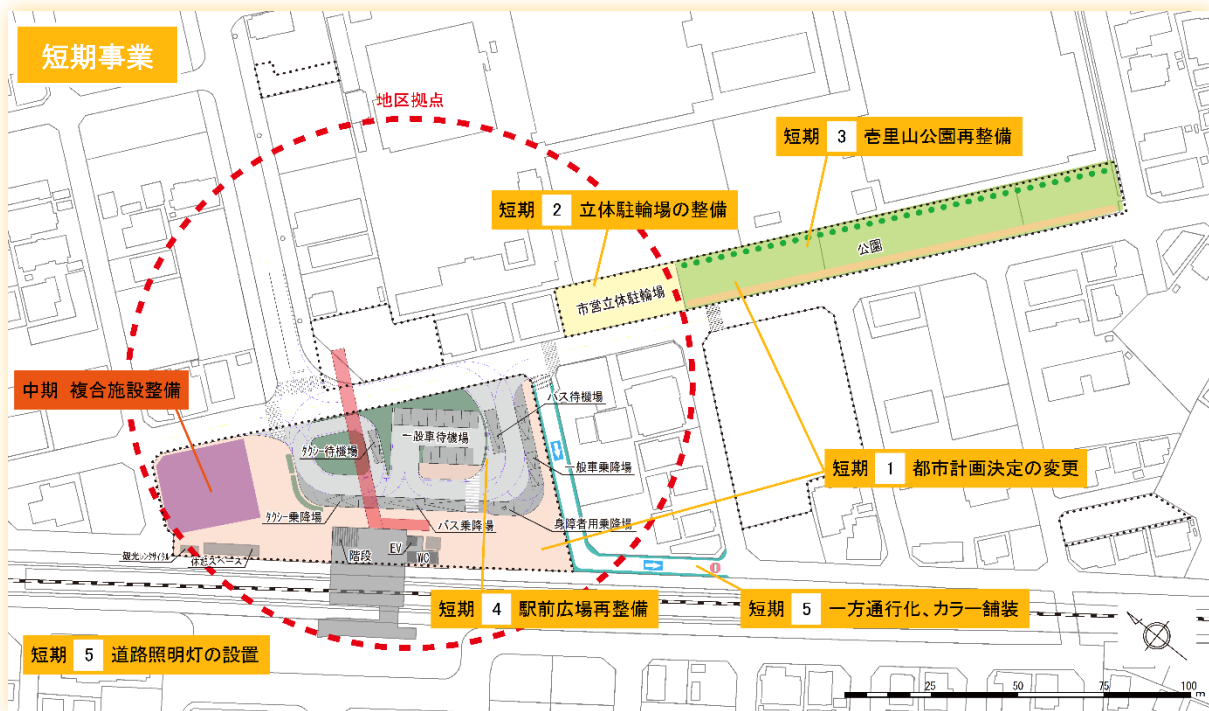


図 5 年でみえるまちづくり

## (3) 各事業における役割分担

各事業の取組みにおいては、市の担当課を中心に関係機関などと調整を図りながら、円滑な事業展開を図ります。

表 各施策の担当課及び関係機関

施策		主体者	主な担当課	関係機関
施設整備	駅前広場再整備	市	都市計画課 道路治水課 商工観光課	東日本旅客鉄道株式会社 県 警察
	立体駐輪場の整備	市・事業者	防災安全課	
	複合施設整備	市または 事業者	企画政策課 都市計画課 商工観光課 その他関係課	警察 県
	壱里山公園再整備	市	都市計画課	県
市有地の 利活用	遊休市有地の有効活用 賃借企業誘致・資産売却の 検討など	市	財政課	
道路事業	国道17号の拡幅促進	国	都市計画課	国
	県道行田停車場線の歩道 整備促進	県	都市計画課	県
	県道行田停車場線の緑化	県	都市計画課	県
	道路の安全対策 (一方通行化、カラー舗装)	市	道路治水課 防災安全課	警察
	LED道路照明灯の整備	市	道路治水課 防災安全課	警察
まち並み 形成	建築物の立地誘導 (地区計画など)	市 市民(事業者)	都市計画課 開発指導課	
	住宅地における緑化 (地区計画、建築協定など)	市 市民(事業者)	都市計画課 開発指導課	
	地元企業との協働による景 観保全	事業者	都市計画課	地元企業
公共交通	鉄道の利便性向上	事業者	企画政策課	東日本旅客鉄道株式会社
	市内循環バスの運行見直し	市 事業者	地域づくり支援課	朝日自動車株式会社 株式会社協同観光バス 株式会社大堰観光バス

第1章  
はじめに第2章  
対象地区の概況第3章  
対象地区における  
まちづくりの課題第4章  
対象地区のまち  
づくりに向けた方針第5章  
対象地区の  
再整備計画第6章  
事業推進に向けて

参考資料

### 3. 進捗管理の方法

#### (1) 計画の進捗管理の考え方

本計画の推進にあたっては、その進捗について、PDCAサイクルによって、評価を行い、適宜、見直し・改善を進めていきます。

まちづくりに関する取組みは、社会経済状況や周辺土地利用の変化などを踏まえ、長期的に取組んでいく必要があり、各種の取組みを効果的に進めるためには、定期的に取り組みごとの進捗管理や評価による適切な見直しを行います。

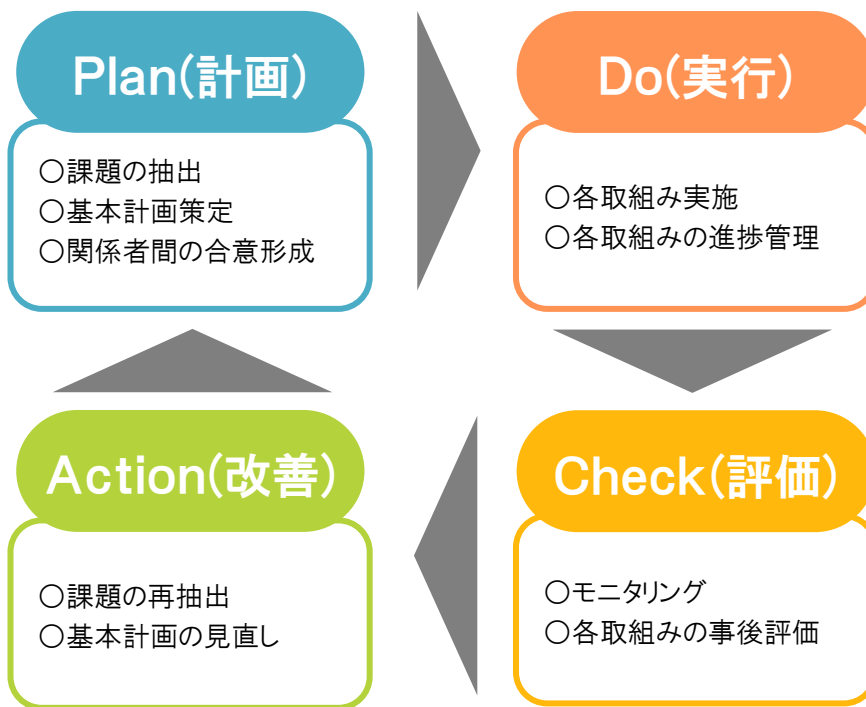
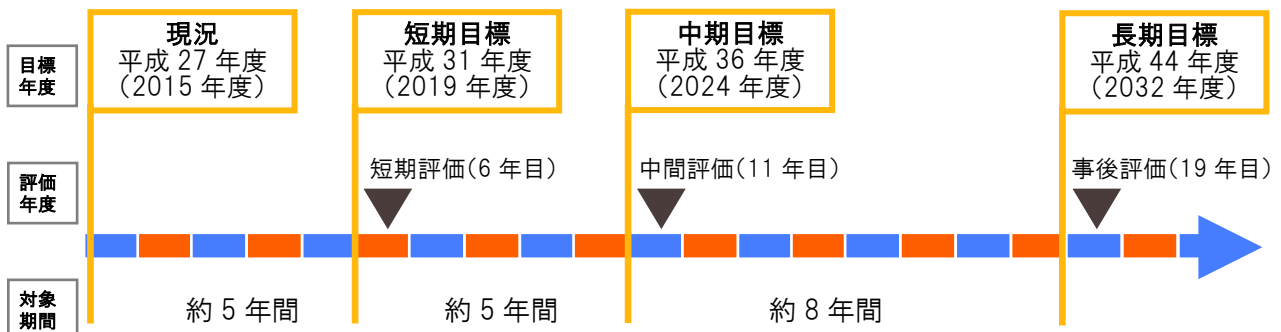


図 計画の進捗管理の考え方



※その他、事業の進捗などに応じ、適宜見直しを行います。

図 評価の時期



## (2) 取組みの効果を把握するための主な指標

本事業の評価にあたっては、以下の指標などを用いた「定量的な評価」に加え、数値指標では表せない市民意識などの「定性的な評価」を踏まえ、社会状況などの変化に応じた適切な見直しを行います。

分類	指標	現況値	把握方法	
地区拠点の指標	駅前広場	駅前広場利用実態調査 (カウント調査)	実態調査 (H26)	
		駅利用者満足度調査 (アンケート調査)	実態調査 (アンケート調査)	
	立体駐輪場	立体駐輪場利用者数(契約者数)	基準年	関係課報告
	複合施設	複合施設利用者数 (施設ごとの利用状況調査)	基準年	関係団体報告
		観光入込客数	1,137 千人 (H22)	埼玉県 入込観光客推計調査
	観光案内所来訪者数	基準年	関係課報告	
地区拠点と連携する周辺整備の指標	土地利用誘導	住宅地の分布状況	基準年	都市計画基礎調査
		商業地の分布状況	基準年	都市計画基礎調査
		駐車場・空き地の分布状況	基準年	都市計画基礎調査
		壱里山公園(移転後)利用者数	基準年	実態調査
		公園利用者の満足度調査 (住民アンケートなど)	—	実態調査 (アンケート調査)
	景観形成	まち並み形成助成制度の利用数	基準年	関係課報告
	ネットワーク形成	歩道整備状況	基準年	関係課報告
		交通事故発生状況	基準年	関係課報告
		道路照明灯の設置台数	基準年	関係課報告
		鉄道利用者数(乗車人員)	6,962 人 (H25)	東日本旅客鉄道 株式会社調べ
		バス利用者数	基準年	関係課報告
総合的な指標	地域住民の満足度	基準年	市民アンケート	

※上記の指標は、計画段階のものであり、事業実施に際して、想定されるものを記載しています。

《駅前広場のイメージ》

